

平成二十九年四月三日付け広島県報（定期）第二十六号に登載の広島県告示第二百四十五号（特定計量器の定期検査の実施）の三の表の一部を次のように訂正する。

商工労働局イノベーション推進チーム担当課長

平成二十九年六月二日	
午前一〇時～午後〇時	宮内市民センター
午後一時三〇分～午後三時	地御前市民センター

を

平成二十九年六月二日	
午前一〇時～午後〇時	地御前市民センター
午後一時三〇分～午後三時	宮内市民センター

に訂正する。